

医療薬学専門薬剤師 Q&A ver.5

<制度変更に関して>

Q1：旧制度で、「日本医療薬学会認定薬剤師制度による指導薬剤師」を委嘱されていた。2020年1月をもって「医療薬学指導薬剤師」に変更になったのか？

A1：2020年1月1日より、従来の「日本医療薬学会認定薬剤師制度による指導薬剤師」は「医療薬学指導薬剤師」と無条件にみなされます。

Q2：新制度の医療薬学指導薬剤師を新規申請する場合、必須要件に「医療薬学専門薬剤師経験5年」とあるが、旧制度の「日本医療薬学会認定薬剤師制度による認定期間」も含まれるのか？

A2：含まれます。

Q3：「日本医療薬学会認定薬剤師制度による指導薬剤師を、委嘱ではなく独立した認定に変更」との記載がある。独立の資格ということで医療薬学専門薬剤師と医療薬学指導薬剤師の両方を更新する際には、クレジット各50単位の計100単位が必要になるのか？

A3：取得した単位は複数の認定資格に申請可能です。

<認定・審査に関して>

Q1：これまで、「日本医療薬学会認定薬剤師」を更新すれば、「日本医療薬学会認定制度による指導薬剤師」も更新されていた。制度変更後も「医療薬学専門薬剤師」の認定更新をすれば、「医療薬学指導薬剤師」も更新されるのか？

A1：更新されません。従来は認定薬剤師と指導薬剤師の更新申請は一本化されており、認定薬剤師を更新すれば指導薬剤師の更新手続きは不要でした。新制度においては、各認定資格は独立して取り扱われるため「医療薬学専門薬剤師」を更新しても「医療薬学指導薬剤師」は自動的に更新されず、それぞれ更新手続きを行う必要があります。また、更新申請料もそれぞれ必要になります。

Q2：「医療薬学に関する全国学会」は全国規模であれば、どんな学会でも認定されるのか？

A2：全国学会としては、日本薬学会年会、日本臨床薬理学会学術大会、日本TDM学会学術大会、医療薬学フォーラム/クリニカルファーマシーシンポジウム、日本薬剤師会学術大会、国際学会としては、FIP（国際薬剤師・薬学連合国際会議）等が認定されております。その他の学会については、個別に審査されます。

Q3：医療薬学専門薬剤師の更新をしようと思っている。専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義は、毎年参加しなければならないのか？

A3：毎年の参加は不要ですが、5年間の認定期間中に1回以上の参加が必要になります。

Q4：がん専門薬剤師集中教育講座に参加したらクレジットの単位として認定されるのか？

A4：クレジットの単位としては認定されますが、オプションの単位であることにご留意ください。がん専門薬剤師集中教育講座を受講した場合も、専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義の1回以上の受講は必要となります。

Q5：論文査読は、医療薬学に関連する学術雑誌であればクレジットの単位として認められるのか？

A5：認められません。論文査読は医療薬学、JPHCSの2つの雑誌に限定されます。

Q6：依頼を受け、商業誌に医療薬学関連の記事を投稿した。この場合もクレジットの単位として認められるのか？

A6：査読のない記事（学術誌、商業誌に関わらず）はクレジットの単位として認められません。

Q7：認定要件の臨床実績10例の「研修施設での患者対応（症例）や薬剤業務において、医療の質向上または患者アウトカムの向上等に寄与した事例」とは、具体的にはどのようなものが該当するのか？

A7：患者対応（症例）に加えて、申請者自ら関与して医療の質向上または患者アウトカムの向上等に寄与した事例が対象となります。事例をホームページに掲載していますので参考にしてください。なお、診療録などから抜粋した患者の診療経過やルーチンの薬剤業務などの薬学的介入や薬学的ケアが希薄な事例は認められません。

Q8：所属大学研修施設で学生が実務実習を行っており、学生が関与している症例内容のまともについて教員として指導した場合、その症例を自身の臨床実績に含めることは可能か。

A8：認められません。あくまでも申請者が主体として寄与した事例を求めます。

Q9：認定要件の臨床実績 10 例は、1 年間の研修期間での実績に限るのか？

A9：申請条件の研修歴（1 年以上、平均的に月 4 日相当以上）の期間に限定されませんが、申請日より遡って過去 5 年以内の実績とします。

Q10：医療薬学指導薬剤師の取得を目指している。論文 10 報の中に医療薬学専門薬剤師取得時に申請した論文も含まれているが問題ないか？

A10：医療薬学専門薬剤師取得申請に提出した論文であっても問題ありません。ただし、改めて審査されます。

Q11：医療薬学指導薬剤師の更新条件の一つである指導的役割の内容について確認したい。

A11：後進の学会発表あるいは論文作成に関する指導や、施設内や地域等における医療薬学に関連する指導的な役割が該当します。

Q12：症例報告であっても査読を経て学術誌に掲載されたものであれば、学術論文のクレジットの単位として認められるのか？

A12：単位として認められます。

Q13：医療薬学会年会のシンポジウムで発表を行った。医療薬学専門薬剤師の認定要件である学会発表 2 回のうち 1 回満たしたことになるか？

A13：医療薬学専門薬剤師の認定要件としてカウントできる学会発表は一般演題（口頭発表またはポスター発表）に限ります。シンポジウムでの発表は、学会発表 2 回のうち 1 回満たしたことになりません。

Q14：医療薬学会年会のシンポジウムで発表を行った。クレジットの学会発表の単位としての申請は可能か？

A14：申請可能です、筆頭演者ならば 5 単位、共同演者であれば 2 単位が認定されます。

Q15：医療薬学専門薬剤師の申請では論文査読はクレジットの単位にならないのか？

A15：医療薬学専門薬剤師の申請では論文査読を行ってもクレジットの単位になりません。医療薬学指導薬剤師の申請であれば単位になります。

Q16：医療薬学指導薬剤師の申請要件について、医療薬学誌の査読を行い、査読論文は不採択になってしまったが、クレジットの単位は認められるのか？

A16：採択の結果に関らず査読の単位となりますので、不採択でも単位は認められます。

Q17：講習会・集合研修、学会発表の単位の概要を知りたい。

A17：下記の通りです。

研修会等の種類		参加	筆頭発表	共同発表
1	日本医療薬学会年会（3日）	10 単位	5 単位	2 単位
2	専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義（2日）	15 単位		
3	がん専門薬剤師集中教育講座（2日）	15 単位		
4	医療薬学公開シンポジウム（1日）	5 単位	5 単位	2 単位
5	フレッシュャーズ・カンファランス（1日）	5 単位	5 単位	2 単位
6	医療薬学関連の全国学会	5 単位	3 単位	2 単位
7	医療薬学関連の地方学会	5 単位	3 単位	2 単位

Q18：論文掲載、論文査読の単位の概要を知りたい。

A18：下記の通り。

学術論文の種類		筆頭著者	共同著者
1	医療薬学関連の日本語論文（査読あり）	10 単位	5 単位
2	医療薬学関連の英語論文（査読あり）	20 単位	10 単位
3	医療薬学誌あるいは JPHCS 誌の投稿論文査読（1 報につき、不採択であっても対象となる）	0.5 単位	

Q19:「日本医療薬学会認定薬剤師制度による指導薬剤師」から移行した医療薬学指導薬剤師とみなされている。医療薬学指導薬剤師の1回目の更新は新制度（医療薬学指導薬剤師）の要件が適用されるのか？

A19:新制度である医療薬学指導薬剤師の要件が適用されます。但し、2024年度の更新申請までは、過渡的措置が適用されます。

Q20:現在、「医療薬学専門薬剤師」と「医療薬学指導薬剤師」の両資格を保有しているが、「医療薬学指導薬剤師」の資格だけ更新することは可能か？

A20:保有の認定資格についてどちらかのみ更新も可能です。

Q21:申請可能な筆頭発表は1件に限定されるのか？また、発表の各クレジットは付与単位かける該当発表数で加算できるのか？

A21:申請可能な筆頭発表の件数は限定していません。各クレジットは付与単位かける該当発表数で加算ができます。

Q22:暫定措置終了後、医療薬学専門薬剤師の更新要件のうち必須要件を教えてください。

A22:必須要件は下記の1~7の通りです。

1. 申請時における認定期間中に継続して本学会の会員であること
2. 専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義 参加1回以上
3. 医療薬学会年会 参加1回以上
4. 申請時における認定期間中に、医療薬学に関する学術論文5単位以上
5. 申請時における認定期間中に、本学会が認定する「医療薬学専門薬剤師研修施設」において、本学会が定めた研修ガイドラインにしたがって、1年以上の研修歴（平均的に月4日相当以上）を有すること
6. 申請時における認定期間中に、自ら実施した患者アウトカムや医療の質向上に貢献した臨床実績10件の提出
7. 申請時における認定期間中に、別に定めるクレジット50単位以上取得

Q23:医療薬学指導薬剤師取得の新規申請の必須要件を教えてください。

A23:必須要件は下記1~6の通りです。

1. 医療薬学専門薬剤師として5年*以上、医療現場や大学で活動
※日本医療薬学会認定薬剤師、医療薬学専門薬剤師（暫定）認定期間も含む
2. 5年継続して本学会の会員

3. 国際的あるいは全国的学会誌・学術論文に掲載された医療薬学に関する学術論文 10 報以上（筆頭 1 報以上含）
4. 国際学会、全国学会あるいは別に定める地区大会における医療薬学に関する学会発表 10 回以上（医療薬学会年会での筆頭発表 1 回以上含）
5. 医療薬学専門薬剤師である期間に専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義参加 1 回以上
6. 別に定めるクレジット 50 単位以上取得

Q24：医療薬学指導薬剤師の更新のクレジットの単位に関して「50 単位には、学会発表あるいは論文で合計 20 単位以上を含む」との記載があるが、20 単位の内訳について、学会発表（筆頭・共同）、論文掲載（筆頭・共著）を自由に組み合わせて良いのか？

A24：どの組み合わせでも申請可能です。また、学会発表のみもしくは学術論文のみで合計 20 単位以上でも要件を満たしたことになります。

Q25：学会非会員であった時の論文や学会発表は、実績としては無効なのか？

A25：非会員時の論文や学会発表も実績として有効です。

Q26：雑誌掲載済みの論文について投稿時の投稿規定を請求したが入手が不可能だった場合、該当論文は申請できないのか。

A26：原則、初回投稿時の投稿規定の提出が必要です。ただし、出版社に確認しても投稿時の投稿規定が入手不可能な場合は、最新の投稿規定に代えて申請可能です。

Q27：医療薬学専門薬剤師（暫定）の認定を持っており、医療薬学指導薬剤師の認定を申請したい。医療薬学専門薬剤師の暫定認定のまま、医療薬学指導薬剤師の新規申請を行うことは可能か。

A27：医療薬学専門薬剤師の暫定認定のままでは、指導薬剤師の新規申請は出来ません。しかし、同年度に「医療薬学専門薬剤師の暫定から正規への移行申請」と「医療薬学指導薬剤師の新規申請」の両申請を行うことは可能です。

※医療薬学専門薬剤師（正規認定）審査の認定結果通知は、指導薬剤師の新規申請受付期間終了後になります。医療薬学専門薬剤師（正規認定）に不合格となった場合は、医療薬学指導薬剤師の認定も取得することはできません。

<研修と実務経験に関して>

Q1：研修1年以上（月4日以上）について、研修期間中は毎月4日以上研修が必要となるのか？

A1：「医療薬学専門薬剤師研修施設」において、1年以上の期間にわたり、平均的に月4日で12カ月以上に相当する研修が行われていれば、問題ありません。

Q2：今から3年前に「1年以上、平均的に月4日相当以上の研修」を実施した。過去の研修歴での申請は認められるか？

A2：認められます。但し、医療薬学専門薬剤師制度移行後に実施された研修に限ります（2020年1月以降）。

Q3：1日の研修時間の目安は何時間でしょうか？

A3：少なくとも1日3時間以上を目安としてください。ただし、1日6時間の研修を行っても2日分という換算は認められません。

Q4：「1年以上、平均的に月4日相当以上の研修」について、1日3時間以上の研修を月に8回相当以上実施する場合には半年でも認められるのか？

A4：1年未満の研修は、回数や時間に関わらず認められません。研修期間は、1年以上必要です。

Q5：「1年以上、平均的に月4日相当以上の研修」について、複数年に分割しての研修（例えば月2日相当以上の研修を2年で行う等）は認められるのか？

A5：認められます。

複数年で研修を行う場合は、原則月1回以上程度の頻度（1回3時間以上）で年間12回以上（合計36時間以上）の研修、かつ、5年以内に総回数48回以上（合計144時間以上）の研修を実施することが必要です。

Q6：「1年以上の研修歴」について、研修到達目標のすべての項目を1年で研修することは困難かと思うが、すべての項目を研修しないと認定の申請ができないのか？

A6：各施設によって満たせない項目があるかと思われますので、「医療薬学専門薬剤師 研修到達目標」のすべての項目を満たすことを必須としておりません。
研修実施報告書には実際に研修をした項目について記載してください。

Q7: 大学で臨床薬学に関する教育に従事しており、医療薬学指導薬剤師の更新に向けて研修1年以上の要件を満たすために、病院もしくは薬局で研修をしたいので研修方法を教えて欲しい。

A7: 大学教員の研修には次の2通りがありますので、いずれかの方法で研修をしてください。

①申請者の所属大学に本学会認定の指導薬剤師（医療薬学、薬物療法、がん、地域薬学ケア）が専任で勤務している場合は、所属大学で研修施設（基幹）の認定を受け、研修施設（基幹または連携）の認定を受けている病院もしくは薬局で研修する。

②申請者の所属大学に本学会認定の指導薬剤師（医療薬学、薬物療法、がん、地域薬学ケア）が不在の場合は、研修施設（基幹）の認定を受けている病院もしくは薬局で研修する。

Q8: 大学卒業後、大学病院で1年間レジデントとして研修を行い、その後に大学教員として勤務している。このレジデントの1年間は「学会が定める1年間以上の研修」として申請することができるか？

A8: 認定要件にある「学会が定める1年間以上の研修」に相当するかは研修プログラム等を審査したうえで個別検討となります。

Q9: 研修1年以上（平均的に月4日相当以上）は、実務経験に加算していいのか？

A9: 実務経験5年のうちの年数に加算して問題ありません。

Q10: 実務経験は直近の5年間に限るのか。

A10: 実務経験は直近の5年に限りません。また、実務経験の内容は、連携研修と同程度（平均的に月4日相当）以上とします。

Q11: 現在、所属施設が医療薬学専門薬剤師研修施設（基幹施設）の認定を受けている。今後連携研修者を受け入れるに際し、連携研修料を無償とする連携研修契約を締結することはできるのか？

A11: グループ又は関連病院等間での連携研修については、連携研修料が不要となるケースも想定されます。基幹施設と連携施設間で合意があれば、連携研修料を無償とする連携研修契約を締結することが可能です。

Q12：連携研修料を無償とする連携研修契約を締結することが出来る場合、学会に支払う手数料についてはどうなるのか？

A12：連携研修料は、研修者 1 人あたり 1 年ごとに 46,200 円（消費税込）です。この内、学会手数料 13,200 円（消費税込）については無償とすることは出来ません。

Q13：医療薬学専門薬剤師制度における、基幹施設で行われる研修ガイドラインに沿った「継続的な指導」とは、具体的に何回程度の指導が求められるのか？

A13：指導薬剤師は、月に 1～2 回の対面指導あるいは Web を介した対面指導を行うことが求められます。

Q14：研修生に対して「継続的な指導」を行いたいのだが、忙しい時にも対応できるようにメールを用いた指導を考えている。指導方法としてメールを用いてもよいか？

A14：対面指導あるいは Web を介した対面指導が求められます。メールを補助的に活用するのは差し支えありませんが、メールのみでの指導は認められません。